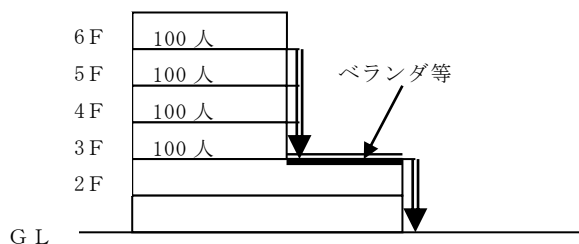


## ● 1 地上以外に降下する避難器具

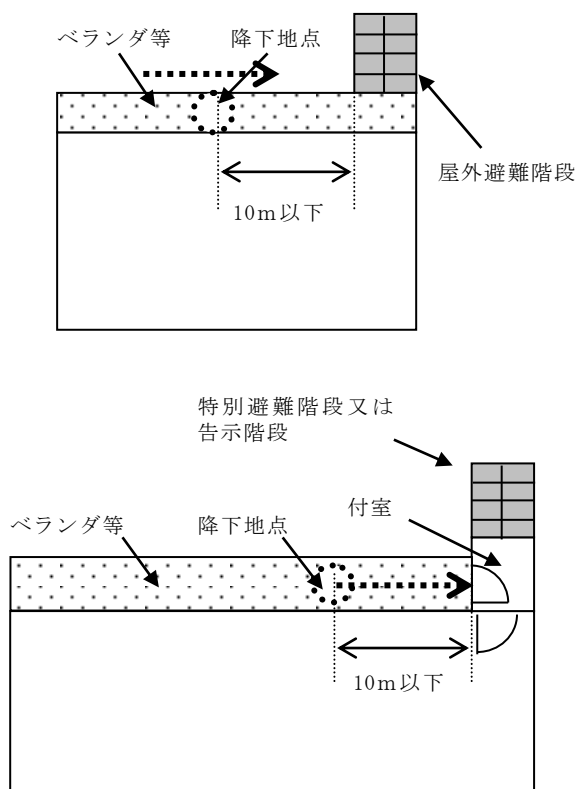
避難器具は、原則として屋内を通ることなく地上又は避難階の外部通路等まで降下できる必要があるが、防火対象物の形状により地上又は避難階以外のベランダ等に一旦降下する避難器具の取扱いは、次のとおりとする。 ☆

- (1) 次図のように一旦ベランダや屋上等（以下「ベランダ等」という。）に避難し、更に避難器具で降下するものは、当該ベランダ等のある階に必要な避難器具の個数は、一旦そこに避難する上階の収容人員も加算して算定するものとする。 ☆

3 階に必要な避難器具の個数は、3～6 階の収容人員を合算した 400 人に必要な個数となる。



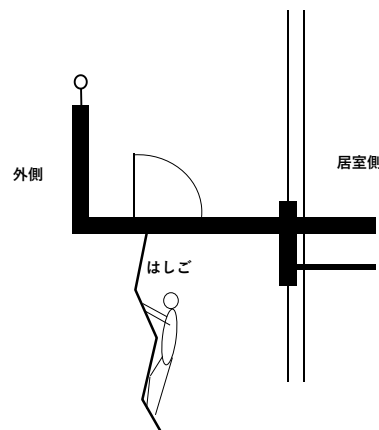
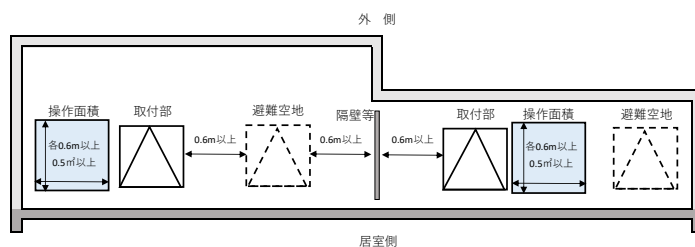
- (2) 前号の規定に係らず、ハッチに収納された金属製はしご、救助袋及び金属製の固定はしごを設けたものの並びに耐火構造の建築物で、当該ベランダ等の避難空地が前号の収容人員に 0.5 m<sup>2</sup> を乗じた面積（最大 100 m<sup>2</sup>）以上あるものについては、当該階に必要なとされる避難器具（3 階以上に設けるものにあつては、金属製の固定はしご、すべり台、救助袋、緩降機、避難橋及び避難用タラップに限る。）の個数で足りるものであること。
- (3) 屋内を通過することなく降下地点から歩行距離が 10m 以内にある屋外避難階段、特別避難階段又は平成 14 年告示第 7 号で規定する階段（以下「告示階段」という。）を使って避難できるものについては、当該階に必要なとされる避難器具の個数で足りるものであること。



## ● 2 ハッチの位置

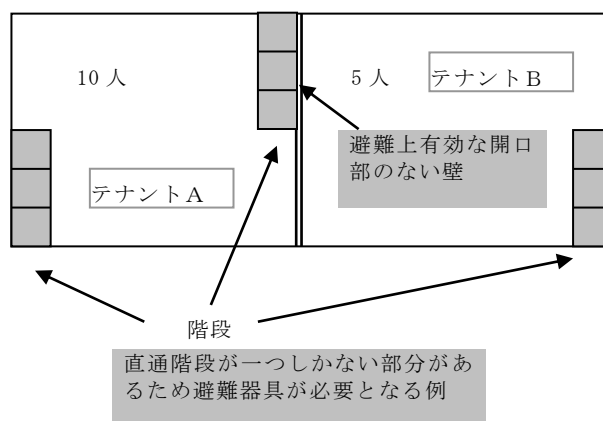
ベランダ等に設けるハッチに格納する避難器具（以下「ハッチ」という。）の位置等の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 避難器具用ハッチの吊元は、転落防止の観点から、原則外側とすること。
- ただし、構造上やむを得ない場合等は、この限りでない。
- (2) 各階の避難器具用ハッチの降下口は、次によること。
- ア 直下階の降下口と同一垂直線上にない位置であること。
- イ 降下口と避難空地の間及び隔板等から 0.6m 以上の隔離を有すること。



## ● 3 地上に直通する階段の個数の算出等

令第 25 条第 1 項第 5 号に規定する地上に直通する階段（以下「直通階段」という。）の個数の算出は、規則第 4 条の 2 の 2 に規定する避難上有効な開口部を有しない壁で区画された部分ごとに直通階段の個数を算出するものであること。従って、直通階段が複数ある階であっても、直通階段が一つしかない部分がある階には、令第 25 条第 1 項第 5 号に規定により避難器具を設置しなければならない。 ☆



※ これらの場合においては、当該階のいずれかに当該階全体の収容人員に応じた個数の避難器具を設

置すれば足りるものであるが、努めて直通階段が一つしかない部分に避難器具を設置するよう指導すること。 ☆

#### ● 4 避難上有効な開口部

規則第4条の2の2第2項3号の「常時良好な状態に維持されているもの」とは、次の例によること。

- (1) 常時開放されているもの
- (2) 非常錠等により特殊な器具を用いることなく開錠できるもの
- (3) 電気錠のうち、当該階の照明装置及び自動火災報知設備の火災信号又は自動火災報知設備の火災信号に連動して開錠されるもの
- (4) ◇共同住宅特例●1(2)で規定する仕切板で、その表面に「非常時にはこの部分を破壊して避難できます」と表示をしたもの

#### ● 5 避難器具専用室

避難器具専用室を設ける場合は、次によること。

- (1) 不燃材料で区画され、開口部を設ける場合は、当該部分を防火設備とすること。 ★
- (2) 出入り口は、床面から 0.15m 以下に設ける幅 0.75m 以上、高さ 1.8m 以上、の随時開けることのできる自動閉鎖装置付きの防火設備とすること。 ★  
◇(2) 平成 24 年 1 月 1 日改訂
- (3) 避難に支障のない広さとし、内部には、非常照明を設けること。 ★
- (4) 避難階に設ける上昇口は、直接外部に避難できる位置に設けること。ただし、避難階の内部となる上昇口の部分に避難器具専用室を設け、そこから安全に外部に避難できるようにする場合は、この限りでない。 ★
- (5) 上昇口の大きさは、直径 0.5m の円が内接できる大きさ以上であること。 ★
- (6) 上昇口には、十分な強度を有する金属製又は不燃材製の蓋を設けること。ただし、上昇口の上部が避難器具専用室である場合は、この限りでない。 ★
- (7) 上昇口の蓋は、下方から容易に開けることができ、水平面から 90 度以上開いた位置で固定されるものであること。 ★
- (8) 上昇口の蓋の上部には、蓋の開閉に支障となる物件が置かれないように囲い等を設けるとともに「避難器具上昇口」及び「この部分に物を置かないこと。」と表示すること。 ★
- (9) 前号の表示は、踏みつけ等によっても容易に消えない耐久性を持つものとし、大きさ等は、次によること。  
ア 「避難器具上昇口」にあつては、赤地に白文字によるもので 10cm×30 cm 以上の大きさとする。  
イ 「この部分に物を置かないこと。」にあつては、黄地に 1 文字当り 10 cm<sup>2</sup> 以上の黒文字によること。

#### ● 6 標識

規則第 27 条の規定によるほか次によること。

- (1) 避難器具の設置してある場所が容易に見とおすことが出来ない場合は、当該避難器具へ至る主たる出口の見やすい箇所に 12 cm×36 cm 以上の大きさで白地に黒文字の「避難器具設置等場所」と表示する標識を設けること。 ★
- (2) 上記(1)の出口を出ても避難器具の設置してある場所が容易に見とおすことが出来ない場合は、当該避難器具へ至る方向を示す 12 cm×36 cm 以上の大きさで白地に黒文字の「避難器具設置等場所⇒」と表示する標識を設けること。 ★
- (3) 避難器具を設置する部屋の入口には、見やすい箇所に 12 cm×36 cm 以上の大きさで白地に黒文字の「避難器具設置室」と表示する標識を設けること。 ★
- (4) 避難はしご、避難用タラップ等に設ける製造者等を明記した表示板はステンレス、真鍮又はアクリル板等の耐候性を有する素材で表示部分が容易に消

えない 7cm×5cm 以上の表示板とすること。

|          |        |
|----------|--------|
| 種 別      | ○○○○○  |
| 製造者名又は商標 | ○○○    |
| 製造年月     | ○○年○○月 |
| ※ ◆◆     | ○○m    |

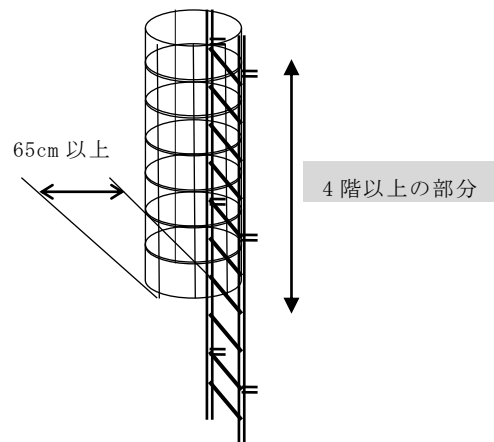
7cm×5cm 以上  
白地又は素材の地色に黒文字  
※には避難器具の種別に応じて長さ、勾配、自重等が入る。

#### ● 7 用途による避難器具の選定

災害弱者を多く収容する 6 項については、原則としてすべり台の設置が望ましい。ただし、収容者の避難可能程度等に応じて救助袋の設置とすることができる。

#### ● 8 転落防止措置

規則第 27 条第 1 項第 4 号ホ(ロ)に規定する 4 階以上の階に設ける固定はしごの転落を防止する措置とは、降下に支障がない降下空間内において縦棒及び横棧を囲むように柵等を設けたものが該当し、4 階以上の部分にその措置が必要であること。 ★



#### ● 9 特定一階段等防火対象物に設置する避難器具

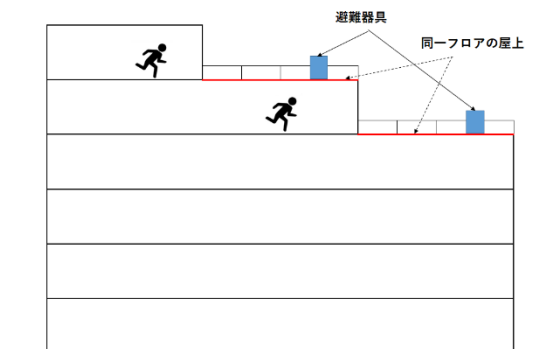
規則第 27 条第 1 項第 1 号、第 3 号イ及びハによるほか、次によること。

- (1) 避難器具のうち特定一階段等防火対象物又はその部分に設けるものにあつては、次のいずれかに適合するものであること。  
ア 安全かつ容易に避難することができる構造のバルコニー等に設けること。  
なお、「安全かつ容易に避難することができる構造のバルコニー等」とは外気が流通し、概ね 2 m<sup>2</sup> 以上の床面積を有し、かつ、手すりその他の転落防止のための措置を講じたバルコニー又は同一フロアの屋上等をいう。  
イ 常時、容易かつ確実に使用できる状態で設置されていること。

なお、「常時、容易かつ確実に使用できる状態で設置されているもの」とは、緩降機は常時組み立てられ使用できる状態であるものをいい、避難はしご(固定はしごに限る。)、避難用タラップ(固定式に限る。)、滑り台及び滑り棒等は常時使用できる状態であるものをいう。

ウ 一動作（開口部を開く動作及び保安装置を解除する動作を除く。）で容易かつ確実に使用できること。（以下、一動作型避難器具という。）

なお、「一動作型避難器具」とは、メーカーが一動作型避難器具として新たに開発したもの並びに従来型の避難器具のうち、一動作で容易に架設できる構造のものとされている避難用タラップ（半固定式）及び一動作で容易に架設、組み立てできる横さん収納式の固定はしご（3階以下に設置される場合に限る。）等をいう



## (2) 設置要領について

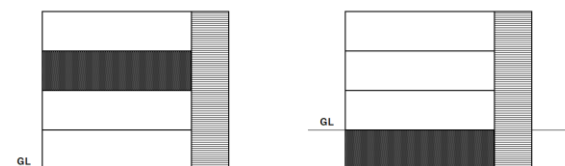
規則第 27 条第 1 項第 1 号に規定する特定一階段等防火対象物又はその部分に設ける避難器具の設置要領は、次によること

|      |                                                             |         |
|------|-------------------------------------------------------------|---------|
| 【凡例】 | 特定用途部分                                                      | 非特定用途部分 |
|      | 屋内階段（告示階段及び特別避難階段を除く。）<br>（告示階段とは平成14年消防庁告示第7号に定められた階段をいう。） |         |
|      | 避難上有効な開口部を有しない壁                                             |         |

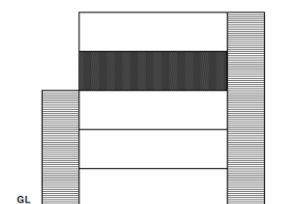
※ 1 階以外の階は、全て避難器具の設置義務があるものとする。

※ 新築、既存を問わないものとする。

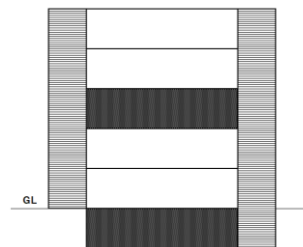
ア 屋内階段等が 1 系統の場合は、特定用途が存しない階も含めて前●9.(1)に従い設置すること。ただし、2 階部分の設置にあつては、当該階高に着眼し、前 4.(1)によらずとも安全避難が図れる場合は、令第 32 条を適用し、規則第 27 条第 1 項第 2 号以降の例によることができる。



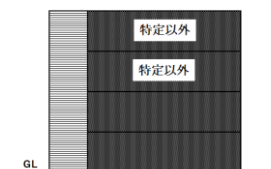
イ 2 系統ある屋内階段等のうち、1 系統が途中階までしか通じていない場合は、屋内階段等が 1 系統となる階のみ前 4.(1)に従い設置し、それ以外の階については、令第 32 条を適用し、規則第 27 条第 1 項第 2 号以降の例によることができる。



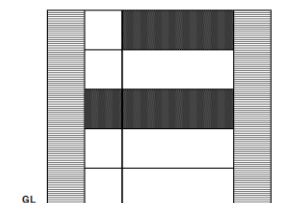
ウ 地階に至る屋内階段等が 1 系統、地上階の屋内階段等が 2 系統ある場合は、地階のみ前●9.(1)に従い設置し、地上階にあつては、令第 32 条を適用し、規則第 27 条第 1 項第 2 号以降の例によることができる。



エ 避難階以外の階に存する非特定用途部分が 41 号通知(昭和 50 年 4 月 15 日消防予第 41 号・消防安第 41 号をいう。)により、特定用途として取り扱われる場合は、令第 32 条を適用し、規則第 27 条第 1 項第 2 号以降の例によることができる。



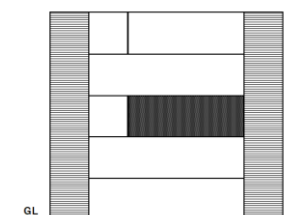
オ 屋内階段等が 2 系統存するが、避難上有効な開口部を有しない壁で区画されている場合は、3 階以上の各階とも、当該階ごとにいずれかの部分は●9.(1)に従い設置すること。なお、その階に特定用途が存する場合は、特定用途部分に（複数存する場合は当該区画部分ごとに）設置すること。☞ i



カ 屋内階段等が 2 系統存するが、避難上有効な開口部を有しない壁で区画された階と区画されていない階が存する場合は、避難上有効な開口部を有しない壁で区画された階にあつては、当該階ごとにいずれかの部分は前●9.(1)に従い設置すること。

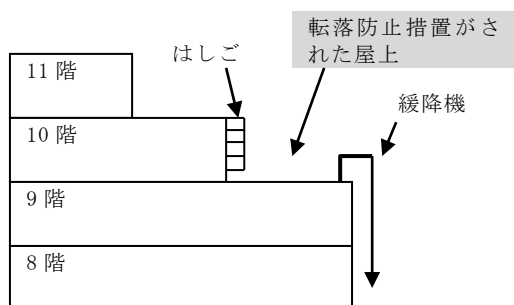
なお、その階に特定用途が存する場合は、特定用途部分に（複数存する場合は当該区画部分ごとに）設置すること。☞ i

また、避難上有効な開口部を有しない壁で区画されていない階については、令第 32 条を適用し、規則第 27 条第 1 項第 2 号以降の例によることもできる。



## 10 その他

- (1) 避難器具は原則として共用部に設置すること。また、共用部に設置する場所がないか、居室内に設置することが合理的であると認められる場合における当該居室の出入口は、施錠装置を有しない構造とし、前記●6(1)の標識を出入口に設けること。やむをえず施錠装置を設置する場合は非常時に外側（避難方向）からも鍵を用いることなく開錠できる構造とすること。
- (2) 11階以上の階であっても、転落防止のための床面からの高さ 1.1m 以上の手すり等の転落防止措置がされた 2㎡以上のベランダ又は屋上等に安全に降下できる場合は、ハッチに収容された避難器具又はその他の避難器具を設置することができる。



- (3) 避難器具の設置及び維持に関する技術上の基準の細目（平成 8 年消防庁告示第 2 号。以下「告示第 2 号」という。）第 3 第 1 号(1)ヌの「上端と架空電線との間隔は 2m 以上とすること」を適用する各避難器具の上端は、次の部分であること。

ア 緩降機：緩降機を吊り下げた状態の、緩降機本体の吊り下げ具最上部  
 イ 救助袋：救助袋を展張した状態の支持棒最上部  
 ウ 滑り台：手すり上端  
 エ 滑り棒：滑り棒上端  
 オ 避難ロープ：避難ロープを吊り下げた状態の避難ロープ本体の吊り下げ具最上部  
 カ 避難橋：本体各部分  
 キ 避難用タラップ：架線から最短距離となる手すり上端

- (4) すべり台の降着地点には、幅 1m×長さ 1.5m 程度の砂地、天然芝、人工芝又は発泡ウレタン等による緩衝材を設けること。
- (5) 取付け具をやむを得ず木材等に取り付ける場合は告示第 2 号第 8 第 3 号(3)による十分な補強措置をすること。